

岩手県小規模町村伴走支援員設置要領

（目的）

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び岩手県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和8年5月29日制定、以下「要綱」という。）に基づき岩手県（以下「県」という。）が設置する岩手県過疎地域等政策支援員のうち、関係人口の拡大による産業振興に向けた市町村の施策形成などを支援する「岩手県小規模町村伴走支援員（以下「支援員」という。）」に関する必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 要綱第3条に定める支援員の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）関係人口の拡大等を中心とした産業振興施策等の企画立案等の支援
- （2）地域・市町村間連携による地域課題解決に向けた取組の支援
- （3）課題やニーズ等に対する調査・分析等に対する支援
- （4）施策の実施等に向けた関係者との調整に対する支援
- （5）その他地域の実情に応じた関係人口・交流人口施策の形成等に係る必要な助言・支援

（委嘱）

第3条 支援員は、県が業務委託を行う「岩手県小規模町村伴走支援員設置業務（以下「委託業務」という。）」の受託者が雇用し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第16号）第2条第3号及び第4号に該当しない者
- （3）業務を遂行するに当たり市町村の地域課題等に応じた施策形成支援等に必要な知識及び実務経験を有している者
- （4）地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 支援員の委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

（委嘱期間）

第4条 要綱第5条に定める支援員の委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 要綱第6条に定める支援員の報酬は、委託業務の受託者から支払うものとする。

2 要綱第6条に定める支援員の活動に必要な経費は、委託業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。